賃貸宅地資産の管理・運用方針

市街地整備特別業務に係る賃貸宅地資産(以下「賃貸宅地資産」という。)の管理・ 運用方針(以下「本方針」という。)について、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

- ・ 賃貸宅地資産(平成31年度期首時点で約910ha)について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・ 運用を行うこととする。
- ・ 管理・運用に当たっては、地価動向等の市場環境の変化に留意しつつ、金利上昇による利払費の増加リスクや、地価下落に伴うリスクに備え、資産・負債の圧縮、資産構成(内容)の見直し等のアセットマネジメントに取り組むこととする。
- ・ 本方針については、最新の金利動向、地価動向及び本方針に基づく取組の 進捗状況を踏まえつつ、中期単位で見直しを行うものとする。また、その他、 急激な金利変動、地価変動等があった場合については、適宜必要な見直し を行うものとする。

2 賃貸宅地資産の管理・運用の方針

(1) 事業用定期借地(平成31年度期首時点で約730ha、画地数約500画地)

事業用定期借地については、ディスカウントキャッシュフローの手法を用いて、 宅地ごとの地価下落や金利上昇等の将来リスクを評価し、評価結果に基づき以 下のとおり実施する。

- ・ 賃貸借期間満了前にあっては、評価結果に基づき、優先度を踏まえた上で、 売却営業を推進する。
- ・ 賃貸借期間満了にあっては、返還される宅地の着実な売却を図るため、遅くとも期間満了の 2 年前より公募に係る諸条件の整理、売却に向けた営業活動を開始する。
- ・ なお、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点 から必要な場合は、賃貸宅地の適切な供給方法を検討する。
- 売却方法多様化のため、第三者(リートを含む)への売却を検討する。

(2) 住宅用定期借地(平成31年度期首時点で約180ha、画地数約6,900画地)

住宅用定期借地については、全地区について早期の売却に向けた活動を 行う。

- ・ 賃借人に対する毎年の買取案内の送付
- ・ 金融機関との連携による底地の買取促進に係る相談会、キャンペーンの実施
- ・ 売却先について、賃貸人から第三者への売却を促進する方策の検討
- ・ 賃借人のニーズのくみ上げ・対応 など

3 宅地の付加価値向上に向けた取組

(1) ニーズに合わせた土地利用への見直し

宅地利用に対するニーズや周辺の土地利用状況も踏まえて、土地利用の見直しに向けた関係機関との協議・調整に取り組む。

(2) 街の魅力度向上

賃貸借期間満了後の宅地売却の円滑化、資産価値の維持・向上等に資する ため、地方公共団体や地元企業等と連携し、地域のニーズに沿った多様な取 組により街の付加価値向上に努める。

以上

(参考)

中期目標等	賃貸宅地資産の管理・運用方針関連の記載内容
第4期	保有資産の適切な管理・運用
中期目標	機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・
	まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営確保の観
	点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。
第4期	保有資産の適切な管理・運用
中期計画	機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資
	産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対
	応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。
	Pro J. Whate a Scholar S. Balances See Free
平成 31 年度	保有資産の適切な管理・運用
年度計画	機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資
	産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対
	応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。